

神戸学院大学 内部質保証に関する方針

1. 内部質保証に関する神戸学院大学の基本的な考え方

神戸学院大学は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」及び「神戸学院大学憲章」を理念とし、「神戸学院大学学則」及び「神戸学院大学大学院学則」で定める目的の実現のため、大学内部質保証に関する全学的なマネジメントを行う組織「大学内部質保証推進組織」を中心に教育、研究、学生支援、社会貢献ならびに大学運営を推進し、恒常的かつ継続的な改善・改革による質の向上を図り、社会から信頼され、必要とされる「後世に残る大学」、「学生が成長を実感できる大学」を目指す。

2. 責任・権限・役割（分担）

- (1) 大学内部質保証に関する全学的なマネジメントを行う組織として、大学学長を委員長とする「大学内部質保証推進委員会」を設置する。
- (2) 「大学内部質保証推進委員会」は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として位置づけ、各学部・研究科・部署等の内部質保証を推進し、全学的観点から自己点検・評価の結果を検証し、各学部・研究科・部署等に対して改善・向上のための助言、運営支援、改善指示、指導を行う。
- (3) 「大学内部質保証推進委員会」の構成員は、大学学長、大学副学長、大学事務局長、法人事務局長、学長補佐、学長が指名する教職員とする。
- (4) 各学部・研究科・部署等における内部質保証は、各学部・研究科・部署等全体で行い、計画内容や進捗状況については、各学部長・研究科長・センター所長、部署長が責任を持つ。
- (5) 実行責任部署の取り組みについて自己点検・評価を行う「自己点検評価委員会」を、各実行責任部署に設置し、当該組織が所管する自己点検・評価について検証を行い実行責任部署に提示する。
- (6) 実行責任部署長である各学部長・研究科長・センター所長・部署長を中心に、実行責任部署は「自己点検評価委員会」の自己点検・評価結果に基づき、年次目標の設定、年次計画の実行、改善方策及び発展方策を策定する。
- (7) 自己点検・評価の客観性・妥当性の確保及び内部質保証の有効性を高めるために「学外委員による内部質保証評価委員会」による評価を実施する。
- (8) 「学外委員による内部質保証評価委員会」の構成員は、神戸学院大学教職員を除く学校法人神戸学院理事・評議員、本法人を退職した者、その他の学外学識経験者から選出する。
- (9) 「大学内部質保証推進委員会」及び「学外委員による内部質保証評価委員会」が検証・評価を行うことにより、全学的な PDCA サイクルの適切性及び有効性を確保する。

3. 手続・運用

- (1) 保証すべき質は教育に限定せず、学生支援、研究、社会貢献、大学運営も含むものとする。
- (2) 「大学内部質保証推進委員会」は、自己点検・評価及び内部質保証の基本方針に基づき実行責任部署及び「自己点検評価委員会」に対し自己点検・評価実施を依頼する。
- (3) 実行責任部署及び「自己点検評価委員会」は自己点検・評価を実施し、その結果を「大学内部質保証推進委員会」に報告する。
- (4) 「大学内部質保証推進委員会」は、提出された報告書の検証を行うとともに「学外委員による内部質保証評価委員会」に評価を依頼する。
- (5) 「学外委員による内部質保証評価委員会」は評価結果を「大学内部質保証推進委員会」に報告する。
- (6) 「大学内部質保証推進委員会」は、「学外委員による内部質保証評価委員会」の評価結果を踏まえ、実行責任部署及び「自己点検評価委員会」に対し評価結果に基づく再報告依頼、運営支援、改善指示、指導を行う。
- (7) 実行責任部署及び「自己点検評価委員会」は、評価結果に基づき改善結果及び改善計画について、「大学内部質保証推進委員会」に再報告書、または異議申し立て書を提出する。
- (8) 実行責任部署及び「自己点検評価委員会」から異議申し立てがある場合は、「大学内部質保証推進委員会」において異議申し立て内容を審議し、その結果を実行責任部署及び「自己点検評価委員会」に回答する。
- (9) 「大学内部質保証推進委員会」は、自己点検・評価結果を学内外に公表するとともに「法人内部質保証推進委員会」に報告する。
- (10) 「学外委員による内部質保証評価委員会」は大学に対し、評価結果にもとづく改善支援を行う。

4. 企画・設計、運用、検証および改善・改革のための指針

- (1) 本学の自己点検・評価は、中期行動計画に基づき作成される計画を年度ごとに落とし込んだ年次達成度報告書でもって行う。
- (2) 中期行動計画実行のため年次目標の設定を年度初めに行う。また、年に2回報告書（中間報告書と最終報告書）を作成し、点検・評価・検証を行う。
- (3) 「大学内部質保証推進委員会」は、実行責任部署及び「自己点検評価委員会」からの自己点検・評価の報告に基づき検証を行い、その結果をふまえ再報告依頼、運営支援、改善指示、指導を行う。